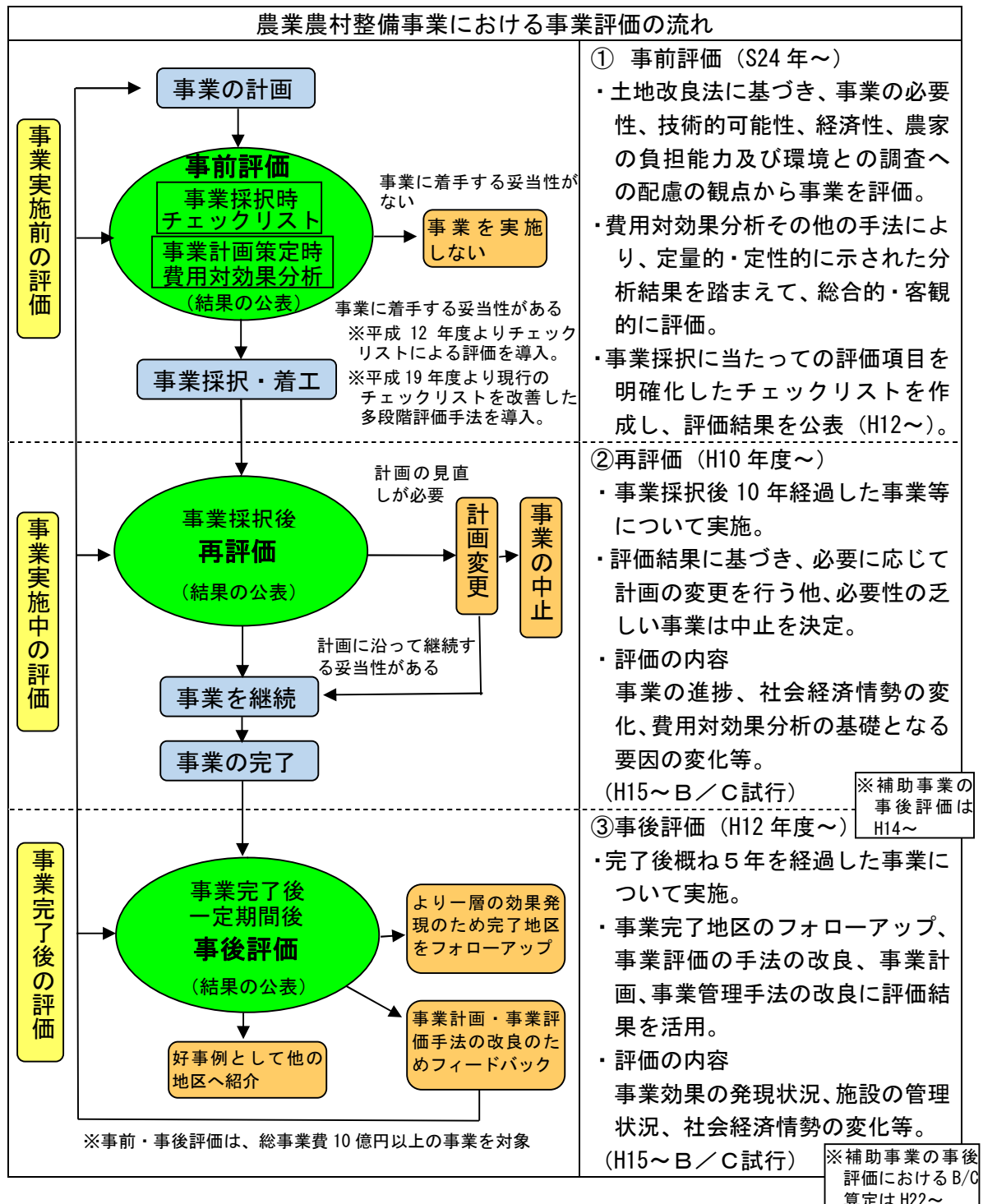


【農業農村整備事業等における事業評価の流れ】

政策評価は平成 13 年 6 月に制定された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき政策の必要性、有効性、効率性を自ら評価し、その評価結果を政策に反映することを目的に実施しています。

農林水産省の政策評価においては、農林水産省政策評価基本計画（令和 2 年 3 月大臣決定）に基づき、実績評価、総合評価、事業評価を実施しています。



政策評価法と農業農村整備事業等の事業評価との関係の概要

政策評価法 (H14. 4. 1 施行)	農林水産省政策評価基本計画 (R2. 3. 31 決定 R4. 8. 30 一部変更)	農業農村整備事業等の事業評価に係る要領等
第九条 行政機関は、その所掌に關し、次に掲げる要件に該當する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開發援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。	第6 事前評価の実施に関する事項 1 公共事業の事業評価 (1) 評価の対象 政策評価法第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号。以下「施行令」という。)第3条により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とする。 なお、交付金に係る事業については、政策評価法第9条により評価を義務付けられた個々の公共事業に当たらないため、事後評価を含めた公共事業の事業評価の対象としない。 (2) 実施時期 新たに事業を採択する時までに評価を実施する。ただし、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時までに評価を実施する。	【事前評価】 ○農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について (制定 H12. 3. 24 最終改正 H22. 8. 31)
第八条 行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。	第7 事後評価の実施に関する事項 3 公共事業の事業評価 事後評価として、期中の評価及び完了後の評価を実施する。 (1) 期中の評価 ア 評価の対象 原則として、政策評価法第7条第2項第2号及び施行令第2条により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業を対象とし、実施計画において示すこととする。 イ 実施時期 以下の時期に実施する。ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の変更計画の検討等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。 ① 未着手の事業にあつては、事業採択から未着手のまま5年を経過した時点 ② 未了の事業にあつては、事業採択から未了のまま10年を経過した時点 ③ 対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと	【事後評価 (期中の評価)】 ○国営土地改良事業等再評価実施要領 (制定 H10. 3. 27 最終改正 H22. 8. 30) ○直轄海岸保全施設整備事業再評価実施要領 (制定 H10. 3. 27 最終改正 H22. 8. 30) ○機構営事業等再評価実施要領 (制定 H15. 10. 1 最終改正 H20. 4. 1) ○農業農村整備事業等補助事業評価 (期中・完了後) 実施要領 (制定 H15. 2. 13、最終改正 H22. 9. 21)
(2) 完了後の評価 ア 評価の対象 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とする。ただし、完了後の評価が政策評価法により義務付けられていないことから、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施する。 イ 実施時期 事業完了後一定期間(おおむね5年)経過後に実施する。ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。		【事後評価 (完了後の評価)】 ○国営土地改良事業等事後評価実施要領 (制定 H12. 3. 27 最終改正 H22. 3. 31) ○機構営事業事後評価実施要領 (制定 H15. 10. 1 最終改正 H20. 4. 1) ○農業農村整備事業等補助事業評価 (期中・完了後) 実施要領 (制定 H15. 2. 13、最終改正 H22. 9. 21)

国が行う農業農村整備事業の事業評価の進め方について

1. 事業評価の考え方

農林水産省が行う事業評価は、「農林水産省政策評価基本計画」（令和2年3月31日農林水産大臣決定）に基づき、国民に対する行政の説明責任の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現及び国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的として実施。

事業評価の対象地区については、実施要領等において、以下のとおり規定。

＜事前評価＞：農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について

- ・ 次年度の新規着工候補地区

＜再評価＞：国営土地改良事業等再評価実施要領

- ・ 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区
- ・ 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区（以降、再評価を実施した年度から5年度ごと）

＜事後評価＞：国営土地改良事業等事後評価実施要領

- ・ 総事業費10億円以上の事業地区
- ・ 工事の完了の公告等があった年度の翌年度から起算しておおむね5年を経過

2. 令和6年度の国営事業評価実施地区

＜事前評価＞

番号	事業名	事業実施地区名	府県名	備考
1	国営農地再編整備事業 （次世代農業促進型）	東近江	滋賀県	

＜再評価＞

- ・ 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区

番号	事業名	事業実施地区名	府県名	備考
1	国営緊急農地再編整備事業	亀岡中部	京都府	
2	国営総合農地防災事業	和歌山平野	和歌山県	

※亀岡中部地区及び和歌山平野地区については、平成26年度事業採択。

＜事後評価＞

番号	事業名	事業実施 地区名	府県名	備考
1	国営かんがい排水事業	第二十津川 紀の川地区	奈良県、 和歌山県	
2	国営農業用水再編対策事業	大和紀伊 平野地区	奈良県、 和歌山県	

※第二十津川紀の川地区は平成 28 年度完了、大和紀伊平野地区については、平成 29 年度完了。

3. 学識経験者等の知見の活用

評価の実施に当たっては、多様な意見の反映、客観性の確保という観点から、

- ① 評価実施地区の地区別結果書（案）について、第三者の意見を聴取する。
- ② この第三者の意見は、地区別結果書（案）に最大限尊重することとしていることから第三者からなる技術検討会を開催する。

なお、第三者委員に評価地区の理解を深めて頂くため、地区別結果書（案）の内容に参考となる写真やデータ表、関係資料等を加えたパワーポイント資料を作成。

また、よりよく理解して頂くため、現地調査を実施。

4. 評価結果等の公表

（事前評価）

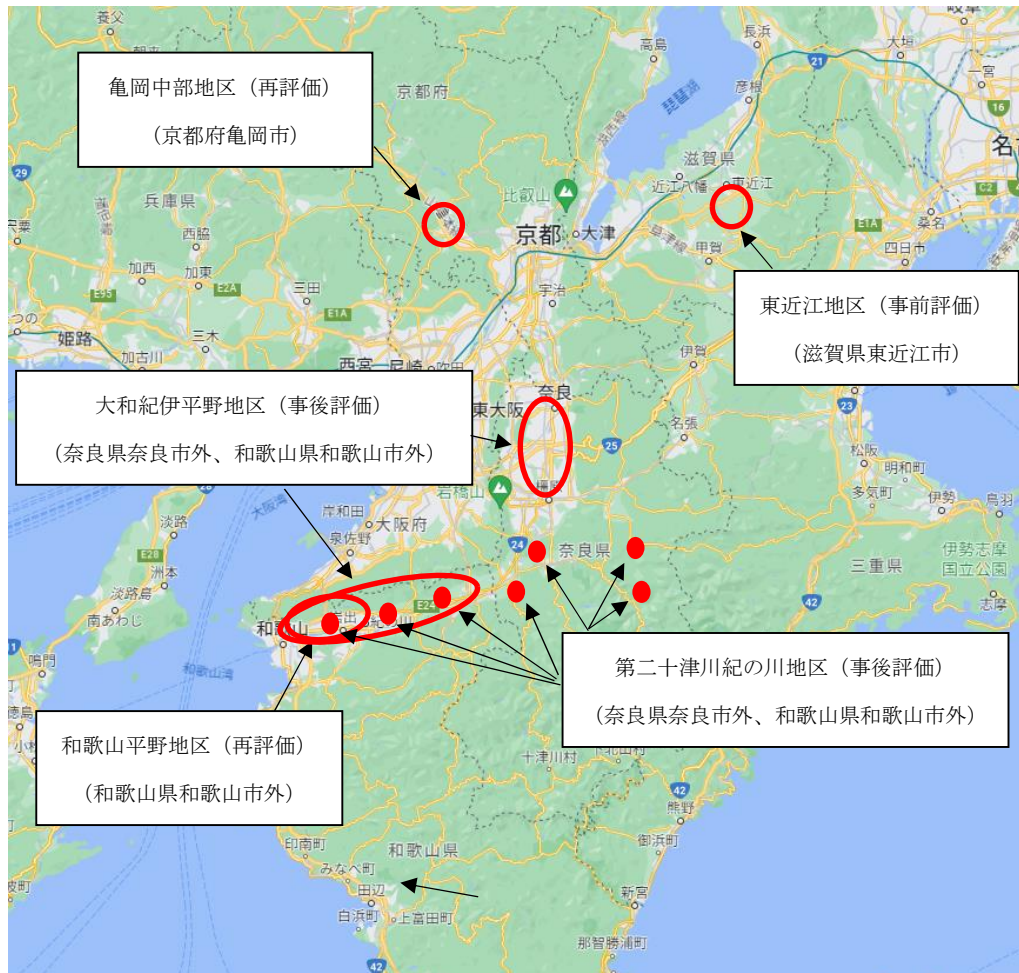
- ① 技術検討会は非公開。議事概要のみの公表とする。
- ② 評価結果書については、8 月末に農林水産省ホームページに公表。

（再評価・事後評価）

- ① 技術検討会の開催についてはプレスリリースを行い、技術検討会、会議資料、議事録については、委員による確認・了承を得た上で、公表とする。
- ② 評価結果書については、8 月末に農林水産省ホームページの公表に併せ、近畿農政局ホームページに公表。

令和6年度 近畿農政局国営事業評価対象地区一覧

評価	事業名	地区名	府県名	実施期間 (予定)
事前評価	国営農地再編整備事業	東近江	滋賀県（東近江市）	R7～R20
再評価	国営緊急農地再編整備事業	亀岡中部	京都府（亀岡市）	H26～R8
再評価	国営総合農地防災事業	和歌山平野	和歌山県（和歌山市外）	H26～R10
事後評価	国営かんがい排水事業	第二十津川紀の川	奈良県（奈良市外） 和歌山県（和歌山市外）	H11～H28
事後評価	国営農業用水再編対策事業	大和紀伊平野地区	奈良県（奈良市外） 和歌山県（和歌山市外）	H13～H29



【令和6年度技術検討会の第三者委員名簿】

分 野	氏 名	所属・役職
環 境	いわま けんじ 岩間 憲治	滋賀県立大学環境科学部准教授
消 費 者	かわむら ゆきこ 川村 幸子	京都府生活協同組合連合会理事
経 済	ひさの しゅうじ 久野 秀二	京都大学大学院経済学研究科教授
農業土木	ふじはら まさゆき 藤原 正幸	京都大学大学院農学研究科教授
マスコミ	ふるたに ちえ 古谷 千絵	ジャーナリスト

(五十音順・敬称略)

令和 6 年度近畿農政局国営事業の事業評価に係るスケジュール

時 期	事 項	備 考
4 月 17 日 (水)	○第 1 回局内幹事会	場所：局第 5 会議室 時間：11：00～17：00
5 月 9 日 (木)	○第 1 回局内委員会	場所：局第 5 会議室 時間：11：00～17：00
5 月 22 日 (水)	●現地調査「亀岡中部地区」	場所：京都府亀岡市 時間：午後
5 月 23 日 (木)	●現地調査「東近江地区」 ●技術検討会（第 1 回）「東近江地区」 「亀岡中部地区」 ・評価結果（案）の説明・検討	場所：滋賀県東近江市 時間：午前現地・午後検討会（東近江合同庁舎 3 階 3 C 会議室）
5 月 30 日 (木)	●現地調査「和歌山平野地区」「第二十津川紀の川・大和紀伊平野地区」	場所：奈良県、和歌山県 時間：終日
6 月 4 日 (火)	●現地調査「和歌山平野地区」 (藤原委員長)	場所：和歌山県 時間：午後
6 月 6 日 (木)	●技術検討会（第 2 回）「和歌山平野地区」「第二十津川紀の川・大和紀伊平野地区」 ・評価結果（案）の説明・検討	場所：近畿農政局第 1 会議室 時間：14：00～17：00
6 月 13 日 (木)	○第 2 回局内幹事会	場所：近畿農政局第 1 会議室 時間：13：30～17：00
6 月 24 日 (月)	○第 2 回局内委員会	場所：近畿農政局第 5 会議室 時間：13：30～17：00

時 期	事 項	備 考
7 月 4 日（木）	●技術検討会（第 3 回）「東近江地区」 「亀岡中部地区」「和歌山平野地区」「 第二十津川紀の川・大和紀伊平野地区」 ・第三者意見のとりまとめ	場所：ハートピア京都第 5 会議室 時間：14：00～17：00
7 月末まで	○本省報告	局内決裁あり
8 月末まで	○評価結果の公表	本省及び農政局

農業農村整備事業等における新規地区採択時の 評価手法の明確化について

平成 14 年 12 月 18 日付け 14 農振第 1828 号

最終改定 令和 6 年 3 月 27 日付け 5 畜産第 2812 号

令和 6 年 3 月 27 日付け 5 農振第 3053 号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
独立行政法人水資源機構理事長

殿

農林水産省畜産局長
農林水産省農村振興局長

第 1 目的

農業農村整備事業及び農地の保全に係る海岸事業（以下「農業農村整備事業等」という。）の新規地区採択（国営及び機構営事業にあつては「採択」を「着工要求」と読み替える。以下同じ。）に当たつての評価手法を明確化することにより、新規地区採択過程の透明性及び客観性を確保することを目的とする。

なお、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号、以下「法」という。）及び法に基づき農林水産大臣が決定した農林水産省政策評価基本計画（令和 2 年 3 月 31 日決定、以下「基本計画」という。）に基づいて行う公共事業の事前評価のうち、農業農村整備事業等の事前評価については、法及び基本計画によるほか、本通知によって行うものとする。

第 2 対象事業

対象事業は、別表に掲げる事業（施設の点検・診断、維持・管理に係る事業及び災害復旧事業を除く。以下同じ。）とする。

第 3 採択時の評価の実施

1 評価の方法

事前評価は、別添のチェックリストに基づき、基本計画に定められた実施単位毎に行うものとする。

なお、チェックリストは、別表に掲げる事業ごとに新規地区採択に当たつての必須事項と優先配慮事項について、事業の必要性、効率性、有効性、優先性、公平性、及びその他の観点から以下の事項を定める。また、国営土地改良事業については、事業効果の発現に影響する主な要因に関する事項を特定監視項目として定める。

(1) 必須事項

地区採択の必須条件となる事項で、土地改良法等関係法令及び事業実施要綱等で定められている事項

(2) 優先配慮事項

優先性の高い採択地区を判定するための事項で次に該当するもの

- ① 事業の効率性に関する事項
- ② 事業の有効性に関する事項（食料・農業・農村基本法の 4 つの基本理念との関連等）
- ③ 事業の実施環境等に関する事項（環境への配慮、関係計画との連携、

- 地元合意、緊急性等)
- (3) 特定監視項目（国営土地改良事業）
事業効果の発現に影響する主要因に関する事項

2 実施手続（別記資料①及び②を参照）

- (1) 別表に掲げる評価案作成主体（以下「評価案作成主体」という。）は、国営及び機構営事業にあっては次年度の新規着工候補地区について、補助事業にあっては次年度の新規採択希望地区について、チェックリストに基づき評価案を作成するものとする。
- (2) 事前評価は、国営及び機構営事業にあっては次年度予算概算要求決定までに、補助事業にあっては次年度の新規採択申請後に、(1)の評価案を踏まえ、農林水産省の評価決定手続を通じて行うものとする。
- (3) 各事業の事業実施要綱等に基づく新規採択地区の決定は、(2)の評価結果に基づき行うものとする。

第4 評価結果の公表（別記資料①及び②を参照）

1 公表時期

評価案作成主体は、法及び基本計画に基づいて行う事前評価の対象事業（別表に掲げる事業のうち、総事業費10億円以上の事業をいう。）について、国営及び機構営事業にあっては次年度予算概算要求決定後に、補助事業にあっては新たに事業を採択する時までに、チェックリストによる評価結果を公表するものとする。

その際、農村振興局は、農村振興局で評価案を作成する事業のチェックリストによる評価結果と、地方農政局及び沖縄総合事務局で評価案を作成する事業の評価結果を合わせ、法第10条の規定に基づく評価書（以下「評価書」という。）としてとりまとめ、公表するものとする。

なお、公表に際しては、別記様式第1号又は第2号を用いるものとする。

2 評価結果の通知

評価案作成主体は、補助事業にあっては、都道府県知事に採択通知書を交付する際に、評価結果を添付するものとする。

第5 事業計画策定過程及び事業実施過程でのチェックリストの活用

チェックリストは、第1に定める目的に活用するほか、事業を通じて実現しようとする政策目的等を国と事業主体間等で共有し、質の高い事業実施を行うために活用することが重要である。

このため、事業計画策定過程においては、事業主体自らがチェックリストを活用した自己評価を行い、その結果を事業計画の立案や地域の合意形成に反映させるなど、質の高い事業実施に向けて、チェックリストの積極的な活用を図るものとする。

また、事業実施過程においても、事業の推進状況の把握や地域に対する指導等にチェックリストを活用するものとする。

第6 学識経験を有する者の知見の活用

農業農村整備事業等の新規地区採択に当たっての評価手法の向上を図るため、必要に応じて学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

また、国営事業については、地方農政局（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）が作成する別記資料①チェックリストに基づく評価実施フローに示す評価に係る資料について、学識経験を有する者の意見を聴取するものとする。

第7 その他

- 1 別添のチェックリストの評価指標のうち、高収益作物の生産額の増加率、高収益作物の作付面積の増加率、担い手の米の生産コストの労働費、事業実施前と比較した担い手の米の生産コストの労働費、担い手への面的集積（集約化）率、ソフト対策を活かした防災・減災力の強化について、令和3年度時点で全体実施設計に着手済みの地区は、なお従前の例によることとする。

（別表）対象事業等

区 分	対象事業	評価案作成主体
国 営	国営かんがい排水事業 国営農用地再編整備事業 国営総合農地防災事業 直轄地すべり対策事業 直轄海岸保全施設整備事業	農村振興局
機構営	独立行政法人水資源機構事業	
補 助	農業競争力強化基盤整備事業 中山間地域農業農村総合整備事業 農村整備事業 農村地域防災減災事業 海岸保全施設整備事業	地方農政局 沖縄総合事務局 （農村振興局）

※（ ）は北海道において行う事業の場合

附 則

この通知は令和6年3月27日から施行する。

国営土地改良事業等再評価実施要領

平成10年3月27日付10構改D第161号
最終改正 平成22年8月30日付22生畜 第1142号
平成22年8月30日付22農振 第1208号

第1 趣旨

農業農村整備事業の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づき事業採択後、一定期間ごとに当該事業をとりまく諸情勢の変化を踏まえた事業の評価（以下「再評価」という。）を行い、必要に応じ事業の見直し等の検討を行うこととする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価の対象となる事業

再評価の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、国が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定される土地改良事業（維持管理事業を除く。）
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第3号のイに基づき農林水産大臣が主務大臣となつて行う同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事

2 再評価の実施時期

- (1) 再評価は次に掲げる年度において行うものとする。ただし、当該年度内に対象事業が完了する場合及び事業の廃止、又はいわゆる打ち切り完了（事業計画を縮小するための計画変更を行い、必要に応じて若干の工事を実施して完了するもの）を行おうとしている場合は、再評価を行わないものとする。
 - ① 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業、事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業又は事業採択後5年が経過した時点で継続中であって、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）が社会経済情勢の動向等を踏まえて予備的な検討を行い、再評価を行うことが必要と認めた事業については、当該時点の属する年度
 - ② 事業採択後10年を超えて継続する事業については、直近の再評価実施年度から5年度ごと
- (2) 次に掲げる場合は、(1)の規定にかかわらず、適切な時期に再評価を実施するものとする。
 - ① 関係する地方公共団体、土地改良区その他予定管理者（以下「関係団体」という。）から文書による要請があり、地方農政局長等が必要と認めた場合
 - ② 自然災害の発生、社会経済情勢の変化、事業の計画変更の検討等により必要と認められる場合

第3 事業所等における基礎資料の作成

対象事業を執行する事業所等において、次に掲げる項目を内容とする再評価のため

の基礎資料を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

- ア 事業の進捗状況
- イ 関連事業の進捗状況
- ウ 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無
 - (ア) 事業の施行に係る地域
 - (イ) 主要工事計画
 - (ウ) 事業費
- エ 社会経済情勢の変化
- オ 費用対効果分析及び当該費用対効果分析の基礎となる要因の変化
- カ 環境との調和への配慮（地すべり防止工事は除く。）

第4 事業管理委員会及び技術検討会の設置

- 1 地方農政局長等は、対象事業の再評価を行うため、関係部課長をもって構成する国営事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 事業管理委員会の長は、専門的知見を有する第三者（国又は関係団体に属する者以外の者をいう。）から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を設置するものとする。

第5 再評価の実施

- 1 事業管理委員会は、関係団体の意見を文書により聴取した上で、基礎資料を基に、対象事業の継続、事業計画の変更、対象事業の中止、関係団体への要請その他対象事業の効率的な実施のために執るべき措置等に関し、再評価を行うものとする。
- 2 事業管理委員会は、技術検討会へ再評価結果を諮問し、その意見を受ける。
- 3 事業管理委員会は、再評価結果に技術検討会の意見を付して、地方農政局長等へ報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、再評価結果及び技術検討会の意見を踏まえ、翌年度以降の対象事業の実施方針原案を作成し、再評価結果、技術検討会の意見及び実施方針原案を農林水産省農村振興局長（農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務次官依命通知）第5の4の(1)のアの事業にあつては、農林水産省農村振興局長及び生産局長。以下「農村振興局長等」という。）に報告するものとする。

第6 再評価の結果を受けての実施方針の決定

農村振興局長等は、地方農政局長等から報告のあった実施方針原案等について検討し、翌年度以降の対象事業の実施方針案を作成する。

実施方針は、農林水産省としての評価決定手続を経て決定される。

第7 再評価結果及び実施方針等の公表等

- 1 農村振興局長等及び地方農政局長等は、基本計画第5の3の(4)のイに基づき、毎年度、対象事業の一覧、それぞれについての再評価結果、技術検討会の意見、実施方針等を原則として概算要求時に公表するものとする。

- 2 また、再評価結果、技術検討会の意見及び実施方針については、地方農政局長等から関係団体に周知するものとする。

第8 委任

事業管理委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定める。

第9 施行期日

本要領は、平成22年8月30日から施行する。

国営土地改良事業等事後評価実施要領

平成12年3月27日付け12構改C第241号

最終改正 平成22年3月31日付け21生畜第2071号・21農振第2160号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

} 殿

農 林 水 産 省 生 産 局 長
農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長

第1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、農林水産省政策評価基本計画（平成18年3月28日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づき、国営土地改良事業等の完了地区において当該事業の実施による効用及び利用状況の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとし、実施に当たっては、基本計画によるほか、この実施要領に定めるところによる。

第2 事後評価の対象事業及び実施時期

事後評価の対象事業は、国営土地改良事業等（次に掲げる事業をいう。以下同じ。）のうち総事業費10億円以上のものであって、その工事の完了の公告等があった年度の翌年度から起算しておおむね5年を経過したものとする。

ただし、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が事後評価を実施することが必要と認めた場合は、対象事業とすることができる。

- 1 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業（同項第1号に規定する土地改良施設の管理及び同項第5号に規定する事業を除く。）であって、国が行うもの
- 2 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第3号イの規定により農林水産大臣が指定する地すべり防止区域において同法第10条第1項の規定により農林水産大臣が施行する地すべり防止工事
- 3 海岸法（昭和31年法律第101号）第6条第1項の規定により農林水産大臣が施行する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事

第3 事後評価の実施主体及び体制の整備

- 1 事後評価の実施主体は、地方農政局（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）とする。

- 2 対象事業によって造成、整備された施設の管理主体（以下「管理主体」という。）が地方農政局でない場合には、地方農政局は管理主体の協力を得て、事後評価を実施するものとする。
- 3 事後評価を行うため、地方農政局において当該農政局の関係部長及び課長をもって構成する国営事業事後評価委員会（以下「事後評価委員会」という。）を設置するものとする。なお、国営土地改良事業等再評価実施要領（平成10年3月27日付け構改D第161号農林水産省構造改善局長通知）に基づく国営事業管理委員会又は直轄海岸保全施設整備事業再評価実施要領（平成10年3月27日付け構改D第179号農林水産省構造改善局長通知）に基づく直轄事業管理委員会が設置されている場合には、これをもって代えることができる。
- 4 事後評価について適宜意見を聴くため、専門的な知見を有する者（国又は関係団体（対象事業に関係する地方公共団体及び管理主体をいう。以下同じ。）に属する者以外の者をいう。）により構成される委員会（以下「事後評価技術検討会」という。）を設置するものとする。

第4 事後評価の実施

- 1 事後評価委員会は、基本計画第7の3の（2）のウの視点に基づき、地域の実情を踏まえ、評価の項目及び内容を設定するものとする。
- 2 土地改良調査管理事務所長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局開発建設部長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局土地改良総合事務所長）は、第2の1に掲げる対象事業について、評価に必要な基礎的資料を地方農政局の担当部課と協力して作成するものとする。
- 3 事後評価委員会は、関係団体の意見を聴いた上で、事後評価の結果を取りまとめるものとする。
- 4 事後評価委員会は、事後評価の結果を事後評価技術検討会へ示し、その意見を聴くものとする。

第5 事後評価の結果等の報告及び公表

- 1 地方農政局長は、事後評価の結果及び第4の4の事後評価技術検討会の意見を関係団体に通知するとともに、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）（農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務次官依命通知）第5の4の（1）のアの事業にあっては、農林水産省生産局長及び農村振興局長。以下同じ。）に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、事後評価の結果（事後評価に当たって使用した情報を含む。）及び第4の4の事後評価技術検討会の意見、次年度に事後評価の結果を取りまとめることとなっている対象事業並びに過去の事後評価の結果を踏まえ対象事業について前年

度に講じられた措置の概要について、原則として事後評価の結果を取りまとめた年度の8月末までに公表するものとする。

第6 事後評価の結果についての対応

- 1 地方農政局長は、事後評価の結果を踏まえ、対象事業について、管理主体と連携を図りつつ必要な措置を講ずるものとする。その際、農業者の経営面での対応等地方農政局のみでは対応が困難なものについては、関係団体と連携を図りつつ対策を検討する。なお、具体的な措置を講じた場合にはその内容を農村振興局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、事後評価の結果等に基づき再度事後評価する必要があると判断した場合は、事後評価の結果を考慮して定める所要の期間の経過後に再度事後評価を実施するものとする。
- 3 農村振興局長は、対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業の在り方の検討、事業評価制度の改善等を進めるものとする。

第7 委任

事後評価委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長が別に定めるものとする。

近畿農政局国営事業管理委員会設置要領

令和 5 年 9 月 7 日付け 5 近振第 1144 号

（目的）

第 1 条 近畿農政局管内の国営土地改良事業（以下「国営事業」という。）の円滑な推進と適正かつ効率的な実施及び一層の効果発現を図る観点から、以下の目的に資するため、近畿農政局国営事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）を設置する。

- （１）国営事業の地区調査及び全体実施設計の円滑な推進を図る。
- （２）新規着工時及び計画変更時における計画の概要に係る地域住民等の意見に対する対応方針案の検討を行う。
- （３）土地改良事業計画と事業実施状況との関係を的確に把握する（以下「計画管理」という。）。
- （４）事業新規地区着工要求過程の透明性及び客観性を確保する事業の評価（以下「事前評価」という。）を行い、必要に応じて計画の見直し等の検討を行う。
- （５）事業採択後の一定期間ごとに当該事業をとりまく諸情勢の変化を踏まえた事業の評価（以下「再評価」という。）を行い、必要に応じて事業の見直し等の検討を行う。
- （６）事業完了後の当該事業の実施による効用及び利用状況の評価（以下「事後評価」という。）を行う。

（事務）

第 2 条 事業管理委員会は次に掲げる事項について事務を行う。

- （１）地区調査に係る事項
- （２）全体実施設計に係る事項
- （３）地域住民等の意見に対する対応方針案の検討に係る事項
「国が行う土地改良事業の開始手続等について」（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2631 号農林水産事務次官依命通知）第 1 の 5 の（２）のア及び 6 の（１）のイの（ウ）に定める地域住民等の意見に対する対応方針案の検討に関すること。
- （４）国営事業の計画管理に係る事項
- （５）事前評価に係る事項
ア 農林水産省政策評価基本計画（令和 2 年 3 月 31 日農林水産大臣決定。以下「政策評価基本計画」という。）第 6 の 1 の（１）に定める国営事業の事前評価に関すること。
イ 政策評価基本計画第 6 の 1 の（３）のウに定める学識経験を有する者の知見の活用を図る技術検討会の設置及び事前評価結果の技術検討会への諮問に関すること。
- （６）再評価に係る事項

ア 国営土地改良事業等再評価実施要領（平成 22 年 8 月 30 日付け 22 生畜第 1142 号生産局長及び 22 農振第 1208 号農村振興局長通知。以下「再評価要領」という。）第 2 の 1 に定める対象事業の再評価に関すること。

イ 再評価実施要領第 5 の 1 に定める関係団体（関係する土地改良区、市町村、府県、その他関係機関をいう。以下同じ。）からの意見聴取に関すること。

ウ 再評価実施要領第 4 の 2 に定める第三者から構成される技術検討会の設置及び再評価結果の技術検討会への諮問に関すること。

（7）事後評価に係る事項

ア 国営土地改良事業等事後評価実施要領（平成 22 年 3 月 31 日付け 21 生畜第 2071 号生産局長及び 21 農振第 2160 号農村振興局長通知。以下「事後評価実施要領」という。）第 2 に定める対象事業の事後評価に関すること。

イ 事後評価実施要領第 4 の 3 に定める関係団体からの意見聴取に関すること。

ウ 事後評価実施要領第 3 の 4 に定める第三者から構成される技術検討会の設置及び事後評価結果の技術検討会への諮問に関すること。

（8）その他事業管理委員会が設置目的に照らして適当と認める事項に係ること。

（構成）

第 3 条 事業管理委員会の構成及び役名は、別表 1 のとおりとする。ただし、委員長は、必要に応じ関係職員を事業管理委員会に参加させることができる。

2 事業管理委員会は、所要の事務を行わせるため、関係部課課長補佐等により構成される国営事業管理幹事会（以下「事業管理幹事会」という。）を設置する。事業管理幹事会の構成及び役名は別表 2 のとおりとする。ただし、幹事長は、必要に応じて関係職員を事業管理幹事会に参加させることができる。

（運営）

第 4 条 事業管理委員会の運営は以下のとおりとする。

（1）事業管理委員会

ア 事業管理委員会は第 2 条に掲げる事務を円滑に行うため、委員長が必要と認めたとき又は委員から要請があったときに開催する。

イ 事業管理委員会は委員長が招集し、その会務を統括する。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

ウ 事業管理委員会は、国営事業の事前評価、再評価及び事後評価を行った場合には、技術検討会へ事前評価、再評価及び事後評価を諮問し、その結果を付して近畿農政局長へ当該評価結果を報告するものとする。

（2）事業管理幹事会

ア 事業管理幹事会は、幹事長が必要と認めたとき又は幹事から要請があったときに開催する。

イ 事業管理幹事会は幹事長が招集し、その会務を統括する。ただし、幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代行する。

ウ 事業管理幹事会はその事務処理を補助させるため、ワーキング・グループを設けることができる。

(事務局)

第5条 事業管理委員会及び事業管理幹事会の事務局は以下のとおりとし、関係各課の協力を得て庶務を行う。

(1) 第2条の(1)及び(5)に係るものについては、農村振興部事業計画課に置く。

(2) 第2条の(2)、(4)、(6)及び(8)に係るものについては、農村振興部設計課に置く。

(3) 第2条の(3)及び(7)に係るものについては、農村振興部土地改良管理課に置く。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、事業管理委員会及び事業管理幹事会に必要な事項はそれぞれの事業管理委員会、事業管理幹事会で定める。

附則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 「近畿農政局国営事業管理委員会設置要領」(平成13年1月6日付け)は廃止する。

3 平成27年10月1日 一部改正。

4 平成29年7月31日 一部改正。

5 令和5年9月7日 一部改正。

別表 1 事業管理委員会の構成

表中の◎は副委員長、○は委員

役 職	第 2 条に係る役名							
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
農村振興部長	委員長	委員長	委員長	委員長	委員長	委員長	委員長	委員長
地方参事官（特命・事業計画）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地方参事官（各省調整）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
農村振興部 設計課長	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 農村計画課長	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 都市農村交流課長							○	
〃 土地改良管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 農村環境課長	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 事業計画課長	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 用地課長	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 水利整備課長	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 農地整備課長	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 地域整備課長	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 防災課長	○	○	○	○	○	○	○	○
土地改良技術事務所長	○	○			○			
淀川水系土地改良調査管理事務所長	○	○			○			
南近畿土地改良調査管理事務所長	○	○			○			

別表２ 事業管理幹事会の構成

表中の◎は副幹事長、○は幹事

役 職	第２条に係る役名							
	(１)	(２)	(３)	(４)	(５)	(６)	(７)	(８)
農村振興部設計課課長補佐（土木技術）	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 〃 課長補佐（調整）	○	○	○	○	○	○		○
〃 〃 事業調整室長	○	◎	○	幹事長	○	幹事長	○	幹事長
〃 〃 農業土木専門官		幹事長		◎		◎		◎
〃 〃 水利計画官	○	○		○	○	○	○	○
〃 農村計画課課長補佐（技術）	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 都市農村交流課課長補佐							○	
〃 土地改良管理課課長補佐	○	○	幹事長	○	○			○
〃 〃 農政調整官	○	○		○	○	○	幹事長	○
〃 農村環境課地質官	○	○		○	○	○	○	○
〃 〃 環境保全官	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 事業計画課事業計画管理官	幹事長	○	◎	○	幹事長	○	○	○
〃 〃 課長補佐（計画調整）	◎	○	○	○	◎	○	◎	○
〃 用地課課長補佐（総務）				○		○		○
〃 〃 課長補佐（用地調整）	○	○	○		○		○	
〃 水利整備課課長補佐	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 農地整備課課長補佐（総務）	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 〃 課長補佐 （競争力強化事業推進）	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 地域整備課課長補佐	○	○		○	○	○	○	○
〃 防災課課長補佐	○	○	○	○	○	○	○	○
土地改良技術事務所 企画情報課長	○	○			○			
淀川水系土地改良調査管理事務所 計画課長	○	○			○			
南近畿土地改良調査管理事務所 調査計画課長	○	○			○			

近畿農政局農業農村整備事業等事業評価技術検討会設置要領

令和5年9月8日付け5近振第1145号

第1条 目的

この要領は、農林水産省政策評価基本計画（令和2年3月31日農林水産大臣決定。以下「政策評価基本計画」という。）、国営土地改良事業等再評価実施要領（平成22年8月30日付け22生畜第1142号生産局長及び22農振第1208号農村振興局長通知。以下「再評価実施要領」という。）、国営土地改良事業等事後評価実施要領（平成22年3月31日付け21生畜第2071号生産局長及び21農振第2160号農村振興局長通知。以下「事後評価実施要領」という。）及び農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（令和5年1月20日付け4畜産第2052号畜産局長及び4農振第2328号農村振興局長通知。以下「補助事業評価要領」という。）に基づき、専門的知見を有する有識者等（以下「委員」という。）から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）の設置及び運営等に関する事項を定めるものとする。

第2条 技術検討会

- 1 技術検討会は、政策評価基本計画第6の1の（3）のウの規定、再評価実施要領第4の2の規定、事後評価実施要領第3の4の規定又は補助事業評価要領第5の規定に基づき設置する。
- 2 技術検討会は、近畿農政局国営事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）が取りまとめた政策評価基本計画第6の1に基づく評価結果（以下「事前評価結果」という。）、再評価実施要領第5の1に基づく評価結果（以下「再評価結果」という。）、事後評価実施要領第4の2及び第4の3に基づく評価結果（以下「事後評価結果」という。）並びに近畿農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）が取りまとめた補助事業評価要領第4の1の（1）及び第4の2の（1）に基づく評価結果について審議を行う。

第3条 構成等

- 1 技術検討会は、委員5名程度をもって構成する。
なお、委員は、事業管理委員会又は事業評価委員会が推薦し、近畿農政局長が委嘱する。
- 2 委員は、公正中立の立場を堅持するものとする。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から事前評価結果、再評価結果及び事後評価結果の公表を行う年度の年度末までとする。ただし、委員の任期途中に欠員が生じた場合においては、事業管理委員会又は事業評価委員会が補欠委員を推薦し、近畿農政局長が委嘱したときには、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 技術検討会に委員長をおき、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は、技術検討会を主宰し、会議の議長となる。
- 6 委員長が事故ある時又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第4条 運営等

- 1 技術検討会は、事業管理委員会事前評価委員長、同再評価委員長、同事後評価委員長、事業評価委員会再評価委員長又は同事後評価委員長から事業に係る事前評価、再評価又は事後評価について意見を求められたときに開催する。
- 2 技術検討会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 技術検討会は、審議結果を意見としてとりまとめ、事業管理委員会又は事業評価委員会に具申する。

第5条 事務局

技術検討会の事務局は、国営事業の事前評価は農村振興部事業計画課、再評価は農村振興部設計課、事後評価は農村振興部土地改良管理課に置く。ただし、補助事業評価要領第2の規定で定める草地畜産基盤整備事業に係るものは生産部畜産課に置く。

第6条 雑則

- 1 この要領に定めるもののほか、技術検討会の運営等に必要な事項は技術検討会において定める。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 「近畿農政局農業農村整備事業等事業評価技術検討会設置要領」（平成22年6月1日付け）は廃止する。
- 3 この要領は、平成27年10月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成28年6月16日から施行する。
- 5 この要領は、令和4年11月2日から施行する。
- 6 この要領の改正は、令和5年9月8日から施行する。